

関電ガス

電気セット割引

(特約料金表)

平成29年12月1日実施

関西電力株式会社

1 適用

この電気セット割引料金表（以下「この料金表」といいます。）は、大阪瓦斯株式会社（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款（平成28年12月26日認可。なお、当該一般ガス導管事業者が託送供給約款を変更した場合には、変更後の託送供給約款によります。）およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の供給区域に適用いたします。

2 特約種別

この料金表の特約種別は、電気セット割引といたします。

3 適用条件

当社が別に定める主契約料金表（以下「主契約料金表」といいます。）によりガスの供給を受けるお客さまが、同一需要場所において、同一名義により、当社が別に定める電気特定小売供給約款（平成29年7月6日届出。）および電気特定小売供給約款によらない供給条件として経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（以下「供給約款等」といいます。なお、当社が供給約款等を変更した場合には、変更後の約款等によります。）の電灯契約種別（定額電灯、臨時電灯A、臨時電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯A、公衆街路灯Bおよび公衆街路灯Cを除きます。）、電気供給条件（低圧）（平成29年8月1日実施。以下「供給条件（低圧）」といいます。なお、当社が供給条件（低圧）を変更した場合には、変更後の供給条件によります。）に規定する料金表の電灯契約種別、auでんき供給約款（関西電力・KDDI）（平成29年8月1日実施。以下「au供給約款」といいます。なお、当社またはKDDI株式会社がau供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）に規定する料金表の電灯契約種別または電気供給条件（特別高圧・高圧）（平成29年8月1日実施。以下「供給条件（特別高圧・高圧）」と

います。なお、当社が供給条件（特別高圧・高圧）を変更した場合には、変更後の供給条件によります。）に規定する料金表の契約種別（高圧臨時電力A S，高圧臨時電力B S，高圧臨時電力A L，高圧臨時電力B L，特別高圧臨時電力Aおよび特別高圧臨時電力Bを除きます。）により電気の供給を受けている場合に適用いたします。

4 料 金

各月の料金は、主契約料金表によって料金として算定された金額から、(1)によって算定された電気セット割引額を差し引いたものといたします。

(1) 電気セット割引額

$$\text{電気セット割引額} = (2)\text{の割引対象額} \times 3\text{パーセント}$$

(2) 割引対象額

割引対象額は、その1月の主契約料金表に定める基本料金および従量料金（原料費調整額は含まないものといたします。）の合計といたします。

5 そ の 他

(1) お客さまが、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用することを当社が認める供給条件（低圧）に規定する料金表により電気の供給を受けている場合は、供給条件（低圧）に規定する料金表の電灯契約種別により電気の供給を受けている場合とみなします。

(2) 3（適用条件）に定める適用条件を満たさなくなる場合は、お客さまは、すみやかに当社に申し出ていただきます。

(3) 3（適用条件）に定める適用条件を満たしていないことを当社が確認した場合は、当該適用条件を満たさなくなった日の直前の託送約款等に定める検針日をもって、この料金表の適用を終了いたします。

(4) この料金表に定めのない事項については、お客さまがこの料金表とあわせて適用を受ける主契約料金表に定めるところによるものといたします。

附 則

実施期日

この料金表は、平成29年12月1日から実施いたします。